

III 保安設備等設置基準

昭和 6 2 年 9 月 2 5 日 制 定

(昭和 6 3 年 2 月 2 5 日 一 部 改 正)

1. 法第 2 9 条の規定による砂利採取標識

- (1) 搬出搬入口ごとに設置すること。
- (2) 様式及び記載事項については、「砂利の採取計画等に関する規則」第 7 条によること。

2. 周囲外柵

- (1) 柵の構造は、トタン張り又は有刺鉄線張りとし、トタン柵の高さは 1.8 m 以上、有刺鉄線柵の高さは 1.2 m 以上とする。また、主柱間の距離は 3 m 以内とし、一本おきに支柱を設けること。

別紙〔例 1〕参照

- (2) トタン又は有刺鉄線と地面との間隙は 1 0 cm 以内とすること。
- (3) 主柱抗は、採取場区域界より 1 m 以上内側（採取区域側）に設置すること。ただし、洗浄だけを行っている採取場はこの限りでない。別紙〔例 2〕参照

3. のぞき窓（トタン柵の場合のみ）

- (1) 各面最低 1 箇所は設置し、面の延長が 1 0 0 m を超える場合は 5 0 m 以内間隔ごとに設置すること。ただし、公道又は人家に接した面は 2 5 m 以内間隔で設置すること。
- (2) 窓には人（特に子供）の出入りができないように鉄筋棒、番線等で格子張りすること。

4. 危険標識

採取場の周囲には、面ごとに次の基準により危険標識を設置するものとする。

- (1) 各面最低 1 枚は設置し、面の延長が 4 0 m を超える場合は 2 0 m 以内間隔ごとに設置すること。ただし、公道又は人家に接した面については 1 0 m 以内間隔で設置すること。別紙〔例 3〕参照
- (2) 標識板の大きさは、原則として縦 5 0 cm 以上、横 3 0 cm 以上の縦長とする。
- (3) 表現は子供にも理解でき、かつ夜間においても目立つように着色文字（赤、黄等）等を用いて行うこと。
- (4) 設置の方法については、別紙〔例 4〕を参照のこと。

5. 搬出搬入口戸

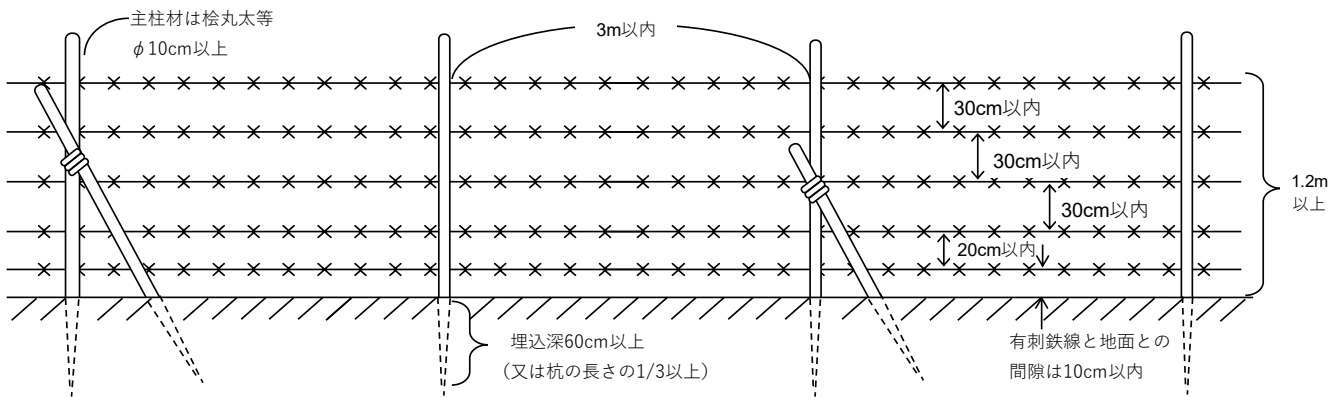
- (1) 搬出搬入口には、開閉式、引戸式、吊下げ式等による戸を設けること。別紙〔例 5〕参照
- (2) 戸の構造は、鉄製、トタン張り等とし、充分強固であること。
- (3) 採取を行っていない時は必ず施錠すること。

〔例 1〕

トタン柵（採取場内側から見た図）

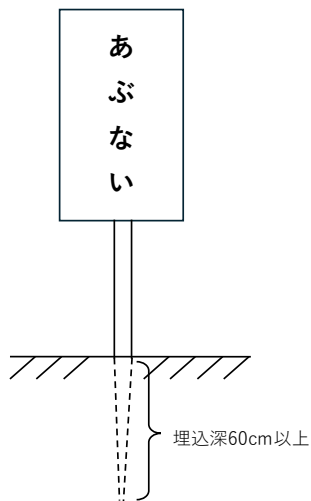


有刺鉄線（採取場内側から見た図）

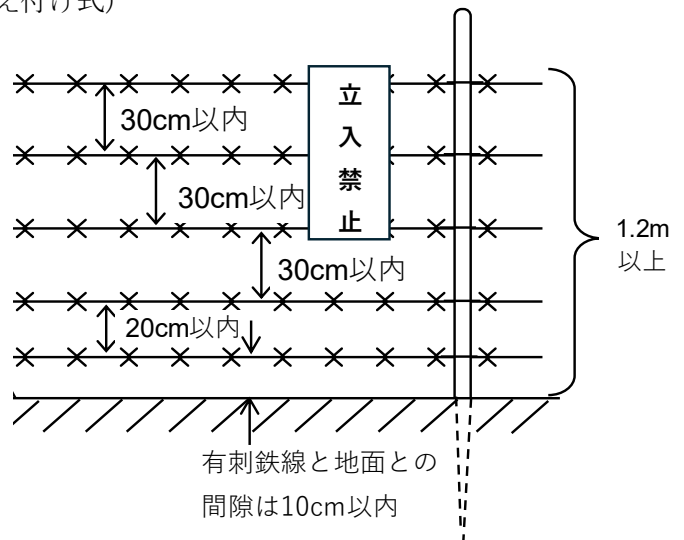


〔例4〕

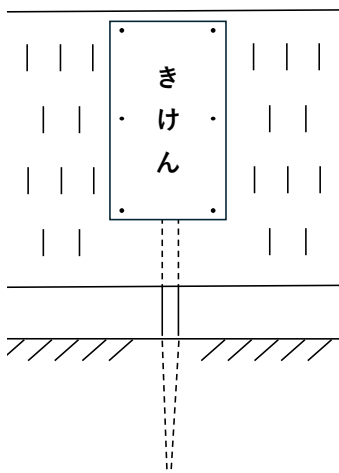
（建込式）



（結わえ付け式）



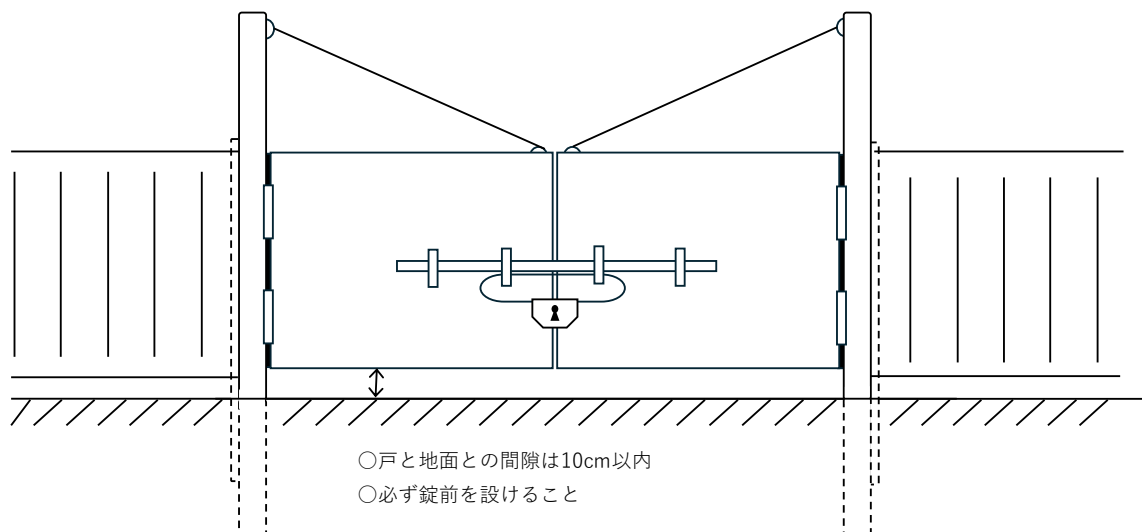
（貼付式）



（注）表現は「きけん」、「あぶない」、「立入禁止」、「砂利採取中につき立入禁止」、「よいこはここであそばない」、「近寄るな！きけん」等、部外者が近寄らないような文句とすること。

〔例5〕

トタン柵の場合の一例



有刺鉄線柵の場合の一例

